

## 新潟薬科大学薬学部GPA制度に関する取扱い要項

この要項は、新潟薬科大学薬学部におけるグレード・ポイント・アベレージ（成績平均値をいう。以下「GPA」という。）制度の運用に関し、必要な事項について定める。

- 1 GPA制度は、透明性の高い成績管理と履修指導、学生の責任のある履修行為の促進、学習意欲の向上を目的として実施する。
- 2 新潟薬科大学薬学部授業科目履修規程（以下「履修規程」という。）第8条に定める成績評価に与えられる数値グレード・ポイント（以下「GP」という。）は、次表のとおりとする。

評語	評価点	GP	評価内容
秀（S）	90点以上	4.0	特に優れた成績
優（A）	80点以上 90点未満	3.0	優れた成績
良（B）	70点以上 80点未満	2.0	妥当と認められる成績
可（C）	60点以上 70点未満	1.0	合格と認められる最低限の成績
不可（D）	60点未満	0.0	合格と認められる最低限に達していない

- 3 GPAの算出方法は、以下のとおりとする。
  - (1) GPAは、履修した授業科目の単位数にGPを乗じ、その合計を履修単位数の合計で除して算出する。
  - (2) GAPは、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までの数値とする。
- 4 GPAの対象科目は、履修登録したすべての授業科目とする。ただし、次に掲げる科目は、GPAの対象科目から除外する。
  - (1) 新潟薬科大学学則第40条、41条及び42条により、本学の授業科目の履修により修得したものととして単位認定された科目
  - (2) 履修登録取消期間に、学生から別に定める履修取消申請書により申請があった科目
  - (3) 履修取消期間を経過した後、休学、病欠欠席等のやむを得ない事由で、学生から履修取消申請書により申請があった科目で、薬学部教務委

員会が許可した科目

- 5 この要項に定めるもののほか、GPAの取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成27年7月13日から施行する。